

## 指名停止措置

中勝建設株式会社は、民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、土木一式工事に係る同項の許可を受けていないにも関わらず、その請負金額が建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる建設工事を施工した。

また、当該工事が土木一式工事であるにも関わらず、令和5年9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、同社は、本工事の請負金額を建築一式工事の完工高の一部として計上し、事実と異なる内容を記載して経営事項審査の申請を行ったことが併せて判明した。

このことが同法第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項に基づき高知県知事から営業停止処分を受けたため。

については、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第1第3項第7号に該当するため、指名停止を行う。

## 指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	中勝建設株式会社	代表取締役 中野 留美子	南国市篠原 203-1-2階	令和7年1月9日から令和7年3月30日まで